

隣接校選択制実施要領

1 隣接校選択制とは

子どもたちが安心して通学することのできる教育環境の整備などを目的として、住所地によって就学を指定されている学校(指定校)以外の通学に近い学校(隣接校)を、子どもと保護者の希望により選択できる制度です。本制度は小学校のみの適用となります。

本制度は各学校の施設状況等を勘案して受け入れの可否を決定するため、申請されても必ず希望どおり就学できるというものではありません。

また、住所地どおりの指定校へ就学される方は、本制度の手続きは不要です。

2 対象者(次のいずれかに該当する者)

- (1) 申請時点で生駒市に居住し、来年度に市立小学校へ新入学予定の幼児
- (2) 市外から転入した学齢児童
- (3) 市内で転居をした学齢児童

※兄弟が本制度を利用して隣接校に在学中で、その弟妹が同じ隣接校に入学を希望する場合、保護者の負担を軽減するため、弟妹も同じ学校へ入学できるよう配慮しています。希望される方は、本制度とは別に「指定校変更」の申請手続きを行ってください。

兄弟の卒業後に弟妹が入学する方は、あらためて本制度により申請してください。

3 選択できる学校の範囲

指定校	隣接する小学校	共通事項
生駒小学校	俵口・桜ヶ丘・生駒東	「隣接する小学校」のうち、原則として指定校よりも通学距離が短く、徒歩で通学できる学校を1校希望選択できます。
生駒南小学校	生駒東・壺分・生駒南第二	
生駒北小学校	鹿ノ台・真弓・生駒台	
生駒台小学校	生駒北・真弓・あすか野・俵口・桜ヶ丘	
生駒東小学校	桜ヶ丘・生駒・壺分・生駒南	
真弓小学校	生駒北・鹿ノ台・あすか野・生駒台	
俵口小学校	生駒台・桜ヶ丘・生駒	
鹿ノ台小学校	生駒北・真弓	
桜ヶ丘小学校	生駒台・俵口・生駒・生駒東	
あすか野小学校	真弓・生駒台	
壺分小学校	生駒東・生駒南	
生駒南第二小学校	生駒南	

※選択範囲の隣接校であっても、指定校より通学距離が遠い場合は選択できません。

4 手続き

(1) 申請書の提出

「隣接校選択申請書」に必要事項を記入し、次のとおり提出して下さい。

申請書は教育総務課(市役所2階17番窓口)で配布しているほか、生駒市ホームページからのダウンロードも可能です。

① 申請期間 令和5年11月1日(水)～11月15日(水)(郵送は期間内に到着分まで)

※締切日が土日祝にあたる場合は、直前の平日を締切日とします。

(持参の場合は、土日祝を除く午前8時30分～午後5時15分)

② 提出先 教育総務課学務係(市役所2階17番窓口)

③ 提出方法 持参又は郵送(下記6参照)

※郵送による申請の場合は、確認のため、必ず事前に電話でご連絡下さい。

(2) 受入れの可否決定・公開抽選

- ① 申請期間終了後、各学校の施設状況等を勘案して受入れの可否を決定し、ホームページで結果をお知らせします。
- ② ①により希望者の全部又は一部を受入れできないと判断した場合は、公開抽選により入学者及び補欠順位を決定します。抽選になる場合は、追って該当者へ通知します。
- ③ 抽選は世帯単位となります(例:双子の場合、世帯で1回抽選)。
- ④ 抽選にもれた方は、指定校へ入学となります。ただし、令和6年1月31日までに欠員が生じた場合は、補欠順位により繰り上げ決定します。

※特別支援学級への入級審議対象者について

希望する隣接校に入級予定の学級種別がない場合は受け入れできないことがありますのであらかじめご了承ください。抽選については以下のとおりです。

●公開抽選の時点で特別支援学級への入級が決定していないとき（入級審議中の場合）

通常学級を想定し暫定的に抽選の対象としますが、特別支援学級への入級が決定した場合は抽選結果にかかわらずその時点の特別支援学級の設置状況等を勘案し、あらためて受入れの可否を決定します(通常学級となった場合は抽選結果を正式な決定とします。)

●公開抽選の時点で特別支援学級への入級が決定しているとき

抽選の対象とはせず、その時点での特別支援学級の設置状況等を勘案し、別途、受入れの可否を決定します。

(3) その他

- ① 決定後の辞退については、原則として令和6年1月31日までに申し出てください。
- ② 締め切り後の申請は、受入人数に余裕のある場合に限り受け付けます。ただし、転入・転居に伴う申請を除き、原則として令和6年1月31日までの申請とします。
- ③ 転入・転居に伴う申請は原則として正式な住民登録の異動手続きの際に行っていただきますが、受入れの可否についてはその時点での各学校の施設状況等で判断します。
- ④ 10～11月に各校を会場として実施する就学時健康診断は、通知どおりの会場(指定校)で受診してください。

5 隣接校の選択にあたっての留意事項

(1) 在学期間

原則、小学校卒業まで選択した隣接校に通学します。ただし、在学中に「相当の理由」があると認められる場合に限り、指定校変更の取り扱い基準により転学に配慮します。

(2) 通学の方法

本制度の趣旨から、通学は原則徒歩とします。保護者の車での送迎や公共交通機関を利用した通学は認めておりませんので、通学路の状況や通学時間・距離等、通学の安全を考慮して希望校を選択してください。

(3) 中学校への進学

中学校は、原則として住所地に基づく通学区域の指定校へ就学します。中学校の指定校が隣接校で選択した小学校と連動しない校区もありますので、十分にご検討のうえ申請してください。

(4) 国立・私立小学校への入学を予定している方

国立・私立小学校へ入学予定の方は、その合否が決定し市立小学校への入学が確実となってから申請してください。その場合の受入れの可否決定については、上記4(3)の転入・転居に伴う申請に準じます。

6 問い合わせ・送付先

〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市教育委員会事務局 教育総務課 学務係
電話 0743-74-1111(内線2670・2671)